

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目3番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL:<http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

第51回「障害者政策委員会」開催される ～内閣府

第51回内閣府障害者政策委員会が令和2年5月25日(月)に開催された。

新型コロナウイルス感染症の影響により延期されていた会議は、「障害者政策委員会運営規則」を改正し、拡大防止のためWeb会議による開催となった。

開催にあたり、河井文全肢連理事をはじめ政策委員15名が連名で「障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見書」を提出している。

なお、今回取りまとめられる意見書は、政府が「障害者差別解消法の施行3年後の見直し」法案を検討する際に、政策委員会の「意見具申」として念頭に置き審議される。

また、第50回委員会で、この障害者政策委員会は障害者権利条約の実施状況に関する監視の役割を担っていることから、国連障害者権利委員会の審査に向けた対応として、政府が6月に提出する「事前質問事項」回答とは別に、独自にパラレルレポート(報告)の提出が提案され議論が開始される予定であったが、審議時間がタイトなことが不安視されていた。しかし、障害者権利条約の審査は新型コロナウイルス感染症の影響で延期が予想される。

なお、政府が検討した後の「障害者差別解消法改正法案」が、意見具申や障害者権利条約に添った内容になるよう「監視機関」でもある障害者政策委員会に期待が寄せられている。

詳細資料は、内閣府ホームページ参照

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_51/index.html

令和2年度第2次補正予算案を閣議決定 ～内閣府

政府は、5月27日に「令和2年度第2次補正予算案」を閣議決定した。厚生労働省としても、新型コロナウイルスとの長期戦が見込まれる中、国民のいのち、雇用、生活を守るため、第一次補正予算等で措置した対策と相まって、「感染拡大の抑え込み」と「社会経済活動の回復」の両立を目指すための対策を強化する費用を盛り込んでいる。

詳細は、厚生労働省ホームページ参照

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/O2index.html>

令和2年度 厚生労働省第二次補正予算案ポイント（抜粋）

1. 検査体制の充実、感染拡大防止とワクチン・治療薬の開発
 - 1) PCR等の検査体制のさらなる強化
 - 2) 新型コロナウイルス感染症に係る情報システムの整備
 - 3) ワクチン・治療薬の開発と早期実用化等
2. ウイルスとの長期戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保
 - 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の抜本的拡充 【2兆2,370億円】
医療提供体制の整備等について、新たにメニューを追加
介護・福祉分野の支援についても、新たに対象に追加
 - 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充 【365億円】
 - 医療用物資の確保・医療機関等への配布等 【4,379億円】
 - 介護・障害福祉分野における感染拡大防止等への支援 【3.3億円】
 - 就労系障害福祉サービスの活性化等福祉サービス提供体制の確保 【22億円】
 - 医療的ケア児者への衛生用品等の優先配布 【9.4億円】
3. 雇用調整助成金の抜本的拡充をはじめとする生活支援
 - 1) 雇用を守るための支援
 - 2) 生活の支援等

新型コロナウイルス感染症に係る「事務連絡」発出 ～厚生労働省

厚生労働省は、各都道府県等（政令指定都市、中核市を含む。以下同じ。）に向けた「新型コロナウイルス感染症」に係る様々な『事務連絡』を発出している。

詳細は、厚生労働省ホームページ参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について

医療的ケア児等（在宅で生活している医療的なケアが必要な障害者や重症心身障害児者を含む。以下同じ。）の同居者が新型コロナウイルスに感染した場合及び医療的ケア児等が感染した場合の考え方について、厚労省から各都道府県等に連絡する内容となっている。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000632975.pdf>

新型コロナウイルス感染症に係る障害児への対応について

厚生労働省では『「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」に関するQ&Aについて』発出しているが、障害児についても基本的には児童と同様の取扱いとなるとして「障害児が濃厚接触者となった場合の保護について」留意していただきたく通知を発出した。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000632979.pdf>

障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について

障害者支援施設等では、新型コロナウイルスの感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き面会の制限が行われている。こうした事態下において、利用者の方とご家族等との間で、ご家庭にしながらオンライン面会テレビ電話システムや Web アプリのビデオ通話機能等のインターネットを利用する面会を行っていただくことが望ましいとして、厚生労働省は、オンライン面会を行う場合の留意点についてまとめた。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000632976.pdf>

身体障害者手帳及び療育手帳の再認定（再判定）の取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年4月16日変更)」をうけて、また、自立支援医療の支給決定の有効期間を原則1年間延長するための検討がなされていることから、各自治体に対して、身体障害者手帳等の再認定（再判定）に関して、実施する期日を延期する等の弾力的な対応を検討することを求めている。

身体障害者手帳は「身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて」により、乳幼児など必要な場合に再判定を求めており、また、療育手帳は、「療育手帳について」により、各自治体が再認定の期間を定めている。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000625123.pdf>

自立支援医療（更生医療）の受給者証の有効期間を1年間延長

厚生労働省は、更新申請のための診断書等の取得のみを目的とした医療機関への受診を回避するために、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（障害者総合支援法施行規則）」の一部を改正（4/30 施行）、自立支援医療（更生医療）の受給者証の有効期間を1年間延長することとした。

改正の内容は、自立支援医療受給者証に記載されている有効期間（期限）が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの同受給者証の有効期間を1年延長するというもので、特段の手続きをすることなく延長される。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H200507H0030.pdf>

同行援護のガイドヘルパーによる買い物代行を容認

厚生労働省は、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）」の一部として、これまで、都道府県等から寄せられた26の質問に対する回答が示されており、その中の「問14」

Q) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービスの柔軟な取扱いとして、同行援護等について、ヘルパーが単独で買い物の代行や薬の受け取りの代行等を行うことを報酬の対象とできるか。

A) 買い物の代行や薬の受け取りの代行等は居宅介護の家事援助のサービスで可能であるが、居宅介護の支給決定を受けていない利用者について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の必要性に鑑み、民間の宅配サービスや買い物代行等他の手段では代替できない場合は、報酬の対象とすることも可能である。

とある。実際の利用は、各区市町村にお問い合わせ願います。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626712.pdf>

厚生労働省は、訪問介護職員向けの新型コロナウイルス感染症対策の留意点をまとめた動画（3部作、計約28分）を製作し、ウェブサイトで公開している。簡易エプロン（ゴミ袋を使用）とフェイスシールド（クリアファイル、カードケースを使用）の作り方も紹介している。今後も新しい動画を提供していく予定だとのこと。

動画のタイトルは、「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」

1 あなたが利用者宅にウイルスをもちこまない

<https://www.youtube.com/watch?v=OQp6VRyoYL4>

「不要な荷物を持ち込まない」「ケアの前後で手をきれいにする」「部屋の換気をする」「マスクや顔を触らない」ことなどを解説している。

2 あなたと利用者がウイルスをやりとりしない

https://www.youtube.com/watch?v=RZN_aN6dcs4

ケアの場面ごとの留意点を紹介。食事介助の時は「利用者の正面に自分の顔を近づけない」、排せつ介助では、尿も便も感染源になるので、「トレイのふたをしてから水を流す」ことなどを挙げた。また、介助中のせき込みで唾液が飛沫するため、ゴーグル、マスク、エプロン、使い捨て手袋をつけることが大切だとし、ケア後に外す時は汚れた面を意識するよう促した。

3 あなたがウイルスをもちださない

<https://www.youtube.com/watch?v=6PKNJjJ7hQc>

ケア後の片付けから退室までのポイントを紹介しながら、利用者宅からウイルスを持ち出さないための対策について説明している。

ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針（案）を公開 ～東京都

東京都は、令和2年5月15日「東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針（案）」を公開し、パブリックコメントを開始した。

東京都は、昨年12月に「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を可決し、同条例第11条の規定に基づく指針を検討するために、「ソーシャルファームに関する指針に関する検討会」を2月から4回にわたり開催してきた。その検討結果を受けて今回の指針案が策定された。

指針案では、障害者や社会的、経済的その他の事由により就労することが困難である者を3人以上、かつ、従業員の20パーセント以上雇用している認証ソーシャルファームに対して、事業所の改築・改修費、備品購入・設備導入費、人件費、就労支援・定着等に係る経費、就労訓練、広告費、販路開拓費、事業所の賃借料等、さまざまな助成が行われる。

パブリックコメントについては、下記「産業労働局ホームページ」参照

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/koyou/shishin/iken/>

「医療ケア児預け先」8割が不安

～団体調査

新型コロナに感染した親は、日常的に専門のケアが要る子どもをどこに預けたらよいのか。人工呼吸器やたんの吸引などが求められる「医療的ケア児」らの保護者の86.4%が預け先の確保に不安を感じていることが19日までの支援団体「ウイングス 医療的ケア児などのがんばる子ども家族を支える会」の調査で分かった。

このアンケートは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う医療的ケア児・難病児・重症心身障害児等のハイリスク児・者家族の不安・困りごとアンケートと題し、287件(37都道府県の主に核家族(86.8%)の母親から回答を得ている。

医療的ケア児は推計約1万9千人。基礎疾患があって感染すれば重症化の恐れが強い。感染した親が自宅で療養すると子の命に関わる。

自由記述では「私たち夫婦以外にケアをできない」「在宅で酸素投与をしている。入院して人工呼吸器が不足したら助かるのか」といった切実な声が寄せられている。

詳細は、「ウイングス」ホームページ参照

<https://wings-japan.jimdofree.com/>

「障害者就労B型」高工賃と満足度は無関係

～民間調査

精神障害者が通う作業所などで構成する全国精神障害者地域生活支援協議会は5月8日に、障害福祉サービスの就労継続支援B型事業について、事業所ごとの平均工賃の高さと利用者の満足度に関係がないとする調査結果を公表した。満足度と関係するのは職員による個別支援であることも判明。B型事業所は2018年度から工賃の高低で報酬上評価されているが、そうした評価方法に疑問符を付けた。

調査に携わった有識者は「B型事業所が工賃を上げる努力をしなくて良い訳ではないが、工賃だけを事業所の評価基準にするのは妥当と言えないだろう。多様な障害者の『働きたい』という思いをかなえる仕組みづくりが大事だ」とみている。

調査は2019年9月～12月、全国のB型事業所のうち主に精神障害者が通う1140カ所を対象に実施。312事業所から901人分の利用者票が返ってきた。

この901人を事業所の平均工賃(月額)により「8700円未満」「8700～1万5000円」「1万5000円以上」の3群に分けて満足度を尋ねたところ、32点満点で中央値がそれぞれ26、26、27と大差はなかった。

また、満足度の高い利用者群(27点以上)は低い利用者群(26点以下)よりも、個別に支援を受けた時間が月平均で約592分長いことが判明。生産活動の中で、職員が集団ではなく一人ひとり個別に向き合う時間の長さが満足度に関係することが読み取れた。

厚生労働省によると、全国のB型事業所が18年度に支払った工賃の平均は月額1万6118円。全国的に上がりつつあるが、5000円を下回る事業所が全事業所の約6%あるとし、引き続き工賃アップするよう呼び掛けている。

アステラス製薬株式会社『フライングスター基金』について

アステラス製薬社では、社員の方々へのより一層の福祉に対する理解促進のために「動画」を作成し、ホームページ等にて公開しています。

動画は下記サイトから閲覧できます。動画撮影にあたり、茨城県・佐賀県肢連並びに、寄贈先施設にご協力いただきました。

平成9年度から合計180台の「車いす搬送用自動車」を寄贈いただいている、アステラス製薬株式会社『フライングスター基金』は、ささやかでも継続できる社会貢献活動を目的に、社員が中心となって発足した基金で、人々の健康と福祉の向上に寄与することを活動目的としています。

同基金への参加は社員の自由意思に委ねられており、現在、日本のアステラスグループ社員約4,500名が参加した「マッチングギフト（社員の基金と同額を会社が上乘せ）方式」で行われています。

なお、2020年度も「車いす搬送用自動車」を寄贈いただけることとなりました。改めて「フライングスター基金」並びに、社員の皆さまに心からの感謝を申し上げます。

アステラス製薬「フライングスター基金」

<https://www.astellas.com/jp/ja/responsibility/flyingstar>

令和2年度「車椅子贈呈」申込受付開始 ～日肢協

日本肢体不自由児協会では、2020年度も高野山真言宗青年教師会より肢体不自由児のために車椅子の寄贈を目的とした寄付を賜った。寄付者の意向に沿い、車椅子を必要とされている方等に有効的に配布を行いたく、寄贈の申込みを受付けている。

寄贈対象：辞退不自由児本人（原則19未満）またはその所属先

※学校や施設等でスポーツ用などを複数の児童で使用する場合じゃ、学校や施設に寄贈。

※1寄贈先につき、1台の贈呈

寄贈物：①子ども用車椅子、②スポーツ用車椅子、③バギー、
④歩行器等歩行の補助となるもの

応募方法：車椅子申込書に必要な事項を記入し、日肢協あてに郵送またはFAX、メール送信

※申込書を希望する方は、全肢連までお問い合わせください。

連絡先（全肢連 宮澤）03-3971-3666 / miyazawa@zenshiren.or.jp

申し込み先

締切 令和2年7月31日（必着）

提出先 日本肢体不自由児協会 事業推進部

〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-1-7

FAX 03-5995-4515

E-mail jigyosuishin@nishikyo.or.jp

「第39回肢体不自由児・者の美術展/デジタル写真展」応募作品募集 ～日肢協

本年度も来る12月の「障害者週間」にちなんで、「肢体不自由児・者の美術展/デジタル写真展」が開催されます。これにともない、応募作品を募集しています。

1. 応募要領

【美術展】

- 一人1点に限る。但し絵画、書、コンピューター部門でそれぞれ1点ずつ受付ます。
- グループで制作したものは不可。
- 題(テーマ)は自由です。
- 未発表(所属先等での内部発表会は除く)のオリジナル作品に限ります。
- 構図やデザイン等を模写した場合は原作者の了解を得てから応募してください。 他

【デジタル写真展】

- 一人2点以内(本人が撮影したものに限り) 他

2. 応募作品

【絵画】

4切りサイズ(38.0cm×54.0cm)以内、但し油彩画はF8号(45.5cm×38.0cm)以内でキャンバスボード(板状のもの)のみでキャンバスは不可。

【書】

書道用紙で半紙、半切り1/4縦(八つ切り)、半切1/3、半切1/2、半切2/3、半切、全紙1/2のみでその他不可。(硬筆はB4以内)

【コンピューターアート】

データでの応募に限ります。ファイルフォーマットはJPG形式にて、CD・DVD等のメディアに記録し郵送。

又は、art@nishikyo.or.jp までメールでも受付

3. 応募締切

令和2年9月23日(水)※当日必着

4. 応募先

社会福祉法人日本肢体不自由児協会 美術展係

〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-1-7

☎ : 03(5995)4511 FAX : 03(5995)4515 E-Mail : art@nishikyo.or.jp

▽詳細・応募用紙は下記HPをご参照ください▽

<https://www.nishikyo.or.jp/action/exhibition.html>

事務局より


全肢連、県肢連の事業で中止を決めた大会、セミナーなどのお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記事業は中止となりました。

【全国大会・ブロック大会】

6/13	第57回関東甲信越ブロック大会	群馬県
6/13~14	第55回東北北陸ブロック大会	石川県
7/18	第55回近畿ブロック大会	大阪府
9/19~20	第53回全国大会（第36回九州ブロック大会）	宮崎県
10/3~4	第32回北海道ブロック大会	北海道
10/下旬	第40回東北ブロック大会	青森県
11/14	第51回中国四国ブロック大会	山口県

【指導者育成セミナー】

6/27~28	中国四国ブロック指導者育成セミナー	愛媛県
7/11~12	東北ブロック指導者育成セミナー	宮城県
10/31~11/1	北海道ブロック指導者育成セミナー	北海道
 12/5~6	近畿ブロックセミナー	兵庫県

2020年度さわやかレクリエーション事業実施期間延長のお知らせ

事業実施期間を2020年5月~2021年1月末までとしていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2021年3月21日(日)まで期間延長いたします。

このような状況下だからこそ「娯楽」は必要です。申請内容と異なるレクリエーションの実施や、事業が実施できず結果的に中止となっても問題ありません。

小規模・少人数のレクリエーションも助成対象となりますので担当までご相談ください。

なお、事業内容や日程変更、延期等については必ず事前に連絡願います。

★さわやかレクリエーション事業担当：原田 ★E-Mail：harada@zenshiren.or.jp

「在宅での排せつ介助に関するアンケート」調査について

新型コロナウイルス感染症の影響により、回答締切日を延期しています。

回答締切 7月10日(金)

※都道府県肢連・地域父母の会会員や特別支援学校（肢体不自由児）へのご協力依頼をお願いいたします。



全肢連事務局の業務体制について

緊急事態宣言の解除を受け、事務局は6月1日より通常業務となります。

密集・密閉・密接を避けるため、当面は必要に応じた時差出勤等、臨機応変な勤務体制となります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。